



26水地環第303号

平成26年8月22日

愛知県環境審議会

会長 加藤 雅信 様

愛知県知事 大村 秀章



県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項に定める
土壌汚染等対策基準の見直しについて（諮問）

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第39条第5項において準用する第6条第3項の規定に基づき、条例第39条第3項の規則で定める基準の一部を別紙案のとおり見直すことについて貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部水地盤環境課
規制・土壌グループ

電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

説 明

平成26年8月1日付けで土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法規則」という。）の一部が改正され、1,1-ジクロロエチレンに係る土壤溶出量基準、第二溶出量基準及び地下水基準が改正、即日施行されました。

県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項の規則で定める基準（以下「土壤汚染等対策基準」という。）については、平成15年度の基準設定時に、土壤に係る基準については、土壤環境基準並びに土壤汚染対策法に規定する「土壤溶出量基準」及び「土壤含有量基準」と同じ基準値とし、地下水汚染に係る基準については、地下水環境基準並びに水質汚濁防止法に規定する地下水の「浄化基準」と同じ基準値を設定することが適当とされています。

こうしたことから、法規則の一部改正に伴い土壤汚染等対策基準のうち1,1-ジクロロエチレンの基準を別紙案のとおり見直すことについて、貴審議会の意見を求めるものです。

別紙

土壌汚染等対策基準の一部改正（案）

別表第 16 土壌溶出量基準（第 36 条、第 37 条関係）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準
1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。

別表第 18 地下水基準（第 37 条関係）

特定有害物質の名称	地下水基準
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。



平成26年9月2日

愛知県環境審議会

地盤環境部会長 大東 憲二 様

愛知県環境審議会

会長 加藤 雅信



県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項に定める
土壌汚染等対策基準の見直しについて（通知）

平成26年8月22日付け26水地環第303号で知事から諮問のありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担 当 愛知県環境審議会事務局
（愛知県環境部環境政策課
企画・広報グループ）
電 話 052-954-6210（ダイヤル）